

## 「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」への取組状況について

企業再生支援機構（機構）は、本年4月に公表された「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」に基づき、中小企業の事業再生に係る取組みを強化するため、下記の体制整備等を実施してきたところです。

体制整備については概ね完了し、更なる中小企業の事業再生支援に積極的に取り組んでまいります。

これまでの主な取組状況は以下のとおりです（注1）。

（注1）実績については、10月末現在。

### 1. 機構における事業再生の環境整備に係る取組状況

#### ● 再生支援体制の再構築

- ・ 中小企業の事業再生に係る専門人材拡充のため、各種専門家等の採用を進めるなど体制整備を実施（19名）。今後、更なる人員増強を予定。
- ・ 本年6月、企画・統括機能の強化や中小企業再生支援協議会（協議会）との連携のため、「中小企業経営支援政策推進室」を設置（20名）。
- ・ 中小企業の実態に合わせた支援基準の緩和（注2）、中小企業のデューデリジェンス費用の負担軽減（注3）。

（注2）債務償還年数の基準を満たすまでの期間や、機構が債権の買取り等を行わない場合における生産性基準を満たすまでの期間を、中小企業の実態に合わせ、3年から5年に延長。

（注3）中小企業のデューデリジェンス費用負担を10分の1（従前は4分の1又は1億円のいずれか低い価格）に引下げ。

#### ● 支援案件の掘り起こし

- ・ 全国の協議会、地域金融機関等を訪問し、機構の活用等に関する説明、個別案件に係る相談等を実施。（累積訪問回数 協議会134回、地域銀行等303回）

- ・ 全都道府県に設置される「中小企業支援ネットワーク」(注4)へ積極的に参加し、地域の事業再生への取組みに貢献。

(注4) 信用保証協会を事務局とし、地域の金融機関や事業再生の実務家等から構成される会議体。

## ● 再生現場の強化・再生支援ノウハウの提供等

- ・ 迅速かつ効果的な支援を可能とするため、協議会との間で再生案件の相互仲介ルールを策定。協議会と連携した事業再生支援を実施するため、全ての協議会と秘密保持契約を締結。
- ・ 機構が、これまでに支援決定を行った案件を、「再生支援案件事例集」として取りまとめ。HPで公表予定。
- ・ 金融機関をはじめとする事業再生の関係者を対象に、機構の事業再生への取組みや協議会と機構の連携をテーマに研修会・説明会等を開催。(実施回数20回、参加者816名)

## 2. 相談受付状況等

### ● 政策パッケージ策定後の活動状況

- ・ 本年4月から10月末までの間に、①198件の相談を受け、そのうち②109件が金融機関や事業者等において調整中、③16件が事業者や金融機関と支援決定に向けた調査等を実施中。相談受付件数はその後も増加傾向。(詳細は別添)

(参考1) 本年9月末までの相談受付件数は87件。

(参考2) 過去2年間における活動状況

- ・ 28件について支援決定済み。うち8件について再生支援が完了。

<お問い合わせ・ご相談の連絡先>

企業再生支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

代表：TEL 03-6266-0310

中小企業経営支援政策推進室：TEL 03-6266-0380

【別添】

## 相談受付等の支援決定に向けた活動状況

### ○2012年4月から10月末までの相談受付状況、作業状況

相談受付件数	198件（注1）
うち、金融機関や事業者等において調整中のもの （中小企業再生支援協議会との連携案件（注2））	109件 （10件）
うち、デューデリ等、事業者や金融機関と具体的な調査・協議を行っているもの （中小企業再生支援協議会との連携案件（注2））	16件 （6件）

（注1）本年9月末までの相談受付件数：87件

（注2）相互仲介ルールに基づき、機構と協議会とが相互に案件を仲介、協力して事業再生に取り組む事案